



平成 25 年 4 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 関西アーバン銀行  
代表者名 頭 取 北 幸二  
(コード番号 8545 東証・大証第一部)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 澤谷 和宏  
電話番号 06-6281-7000 (代表)

## 自己株式(第一回甲種優先株式)の取得・消却に関するお知らせ

当行は、平成 25 年 4 月 26 日開催の取締役会において、日新火災海上保険株式会社（以下、「日新火災」といいます。）にお引受け頂いております当行第一回甲種優先株式（以下、「既発行優先株式」といいます。）の全部について、下記のとおり会社法第 156 条第 1 項の規定に基づく取得及び同法第 178 条に基づく消却を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 自己株式の取得の理由

当行は、かねてより資本の質をより一層向上させるための施策を検討してまいりました。その結果、平成 25 年 3 月 29 日付プレスリリース「関西アーバン銀行の資本増強策に関するお知らせ」及び「自己株式（第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式）の取得・消却並びに第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ」記載のとおり、新たな資本政策について公表しております。

当行は、上記公表後も、引き続きさらなる資本政策について検討を行ってまいりましたところ、現在日新火災が保有している既発行優先株式を当行が自己株式取得することについて、日新火災との間で合意に至ったものであります。

#### 2. 自己株式の取得・消却の内容

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 取得及び消却する株式の種類 | 第一回甲種優先株式                               |
| (2) 取得及び消却する株式の総数 | 625,000 株(発行済第一回甲種優先株式に対する割合 2.27%(注1)) |
| (3) 取得価額          | 1 株当たり 809.47 円(注2)(発行価額 800 円)         |
| (4) 取得価額の総額       | 505,918,750 円                           |
| (5) 取得先           | 日新火災海上保険株式会社                            |
| (6) 取得・消却予定日      | 平成 25 年 7 月 25 日                        |

(注1) 発行済第一回甲種優先株式に対する割合は、小数点第三位以下を切り捨てて表示しております。

(注2) 第一回甲種優先株式 1 株当たりの取得価額は、第一回甲種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 800 円に、経過優先配当相当額 9.47 円(優先配当金相当額 30.06 円に、平成 25 年 4 月 1 日(同日を含む。)から平成 25 年 7 月 25 日(同日を含まない。)までの日数(115 日)を乗じた金額を 365 で除して得られる額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。))を加えた額となります。

#### 3. 自己株式の取得・消却の条件

当行が既発行優先株式を取得・消却する条件として、以下の全ての要件が整うことが前提となります。

- ① 平成 25 年 6 月 27 日に開催予定の当行第 150 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、既発行優先株式の取得に関する普通決議による承認を得ること

- ② 当行第一種優先株式（以下、「新規優先株式」といいます。）の発行に必要な定款変更案について、本定時株主総会及び各種種類株主総会において、特別決議による承認を得ること
- ③ 新規優先株式の発行に係る払込みがなされること
- ④ 取得時点において必要な分配可能額が存在すること
- ⑤ 会社法に基づき必要な手続が完了していること

#### 4. スケジュール

|                  |   |
|------------------|---|
| 平成 25 年 4 月 26 日 | 当行取締役会決議                                |
| 平成 25 年 6 月 27 日 | 定時株主総会決議・種類株主総会決議（予定）                   |
| 平成 25 年 7 月 25 日 | 新規優先株式払込期日（予定）<br>既発行優先株式の自己株式取得・消却（予定） |

以 上